

交 指 第 7 4 9 号

平成30年 5 月 9 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会  
会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通指導課長  
市川 弘明 (公印省略)

業務中の放置駐車違反等に対する注意喚起について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から交通事故防止活動に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、県内の物流会社におきまして、自社で運行管理する貨物自動車は道路上で放置駐車違反をした際、複数回にわたり運転手の身代わりに別の社員を警察署等に出頭させるなど、会社ぐるみで犯人隠避を行ない、検挙される事案が発生いたしました。

ひとたび、この種事案が発生しますと世間の耳目を集め、その社会的反響は大きく、事業者への影響は計り知れないものとなります。

そこで、貴協会の加盟事業者様に対し、特に配送業務に際して、

- 放置駐車違反として放置駐車確認標章を取り付けられたことにより警察署へ出頭する場合、身代わり出頭は犯人隠避、身代わり出頭を依頼した者は犯人隠避教唆の刑法犯罪に該当すること

などについて具体的なご指導をしていただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通指導課

担当：取締指導補佐

二階堂

電話：048 (832) 0110 (内線761 - 342)